◎新潟県告示第868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和８年11月10日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　一般国道　117号

２　供用開始の区間

中魚沼郡津南町大字上郷大井平409番３から同郡同町大字芦ヶ崎乙1485番まで

３　供用開始の期日　　令和８年11月10日